検討会(第1回)で寄せられた意見への回答

<u>検討</u>	<u> 対会(第1回)で寄せられた意見への回答</u>				
NI.	区分		箇所	新田中京	同效中央
No	区分	(ドキュメント名 等)	(頁、項番等)	質問内容	回答内容
1	質問	標準仕様書		①火葬と埋葬を別の帳票で印字するイメージだが、本市の一体方式の印字が可能か ②振り仮名は許可証等に印字しないかの確認 ③死亡届等の入力前に戸籍システムの情報を利用できるか	①一体の方式での使用はできません。許可証の様式は墓地、埋葬に関する 法律施行規則第四条の別記様式に示されており、標準仕様書は別記様式 に準しております。 ②振り仮名は印字しません。 ③死亡届等の入力前に戸籍情報システムの情報は利用できません。戸籍 情報システムからは、死亡届の届書情報と胎児認知のある死産届の受付情 報のみが情報として利用可能となります。
2	質問	全般		健生衛発 0326 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通達 令和7年3月26日「埋葬、火葬又は改葬許可のオンライン申請に関するQ&Aについて」の内容がどのように標準仕様に反映されているのか。 ・火埋葬許可証や改装許可証などの証明書はデータ化されるのか等。	・健生衛発 0326 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通達 令和7年3月26日「埋葬、火葬又は改葬許可のオンライン申請に関するQ& Aについて」で示された内容については、火葬等許可申請に関する内容であ り、火葬等許可事務システムに影響は及ばないことから、標準仕様書への 反映はありません。 ・火葬等許可証のデータ化については、デジタル庁の死亡届、死亡診断書 のオンライン化において検討が行われることから現時点では未定です。
3	指摘·質問	資料2.火葬等 許可事を 計可事化第1回 検討会資料	7スライド目	の前日とする。以下「標準仕様書改定基準日」という。)」とされています。 今回の改正案の中には、戸籍法施行規則の一部を改正する省令(令和7 年3月19日法務省令第9号)の公布・施行対応として、令和8年4月1日を	標準仕様書の改定につきましては標準化基本方針の内容を認識しております。 戸籍法施行規則の一部を改正する省令(令和7年3月19日法務省令第9号) の対応については、施行日の1年以上前において標準仕様書(第2.0版]を改 定しております。今回の改定においてはその内容等をより具体化するための 仕様書への補記及び一部誤記修正となることから、システムへの影響は軽 微なものと認識しております。
4	質問	資料2.火葬等 許可事務システ 上標準化第1回 検討会資料	全般	の標準仕様書についての指針が示されており、①原則: 2023年度末時点で公表の標準仕様書とされつつ、②例外として2025年度末までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものは除くとされております。確認①)	戸籍送施行規則の一部を改正する省令(令和7年3月19日法務省令第9号) の対応については、施行日の1年以上前において標準仕様書[第20版]をの 定しております。今回の改定においてはその内容等より具体化するための 仕様書への補記及び一部誤記修正となることから、システムへの影響は軽 微なものと認識しております。 確認② 現時点において、要件追加・変更は想定しておりません。